

判例紹介

車道部に設置したマンホールから溢れた水が路面凍結し、走行中の車両がスリップして、停車中の車両に衝突し、その脇に立っていた者が負傷した事故につき、道路の附帯施設として通常有すべき安全性を欠いており、道路管理者に設置ないし管理に瑕疵があるとされた事例



国土交通省
北海道開発局建設部
建設行政課企画係長

市川 直也

1 判例紹介

● 事案の概要

本件は、平成8年3月3日午前6時40分頃、県道上において、路面凍結によりスリップした車両（以下「加害車両」という。）に衝突され、重傷を負う交通事故（以下「本件事故」という。）の被害にあった原告が、加害車両の運転者である被告に対して、民法709条ないし自動車損害賠償保障法3条に基づき、また、本件事故の原因である路面の凍結は、後記本件道路上にあるマンホール（以下「本件マンホール」という。）の下にあるかんがい用のサイホン排気孔（以下「本件サイホン排気孔」という。）からの漏水が凍結したものであると主張して、マンホール及びサイホン排気孔を設置ないし管理している被告県、被告国及び被告土地改良区に対して、国家賠償法2条1項に基づき、それぞれ損害賠償請求をしている事案である。

なお、被告県は、本件道路を敷設及び本件マンホールを設置、被告国は、本件サイホン排気孔を含むかんがい用水路等を設置し、その後、被告土地改良区に管理委託した。

〔奈良地方裁判所
平成15年8月20日判決 被告控訴後和解〕

● 裁判所の判断

(1) 本件事故の原因

本件事故は、本件サイホン排気孔からの漏水が、本件マンホールから本件道路上に溢れ、本件サイホン排気孔がある道路部分は、下り坂から上り坂にかわる境目付近にあり、水はけの良くない場所であったことから、その溢水が道路上に溜まり、それが走行する車両等のタイヤなどにより本件現場付近に広げられ、3月

の早朝の低い外気温により、本件マンホール周辺にわたって本件道路の路面を凍結させたことにより生じたものであり、本件サイホン排気孔の漏水の原因は、本件サイホン管内で生じた水流によって、本件サイホン排気孔の空気弁にゴミなどの浮遊物が絡まったため、弁が閉まらなかったことにあると認められる。

(2) 被告県の責任

ア 本件道路の設置・管理についての瑕疵

道路管理者としては、既存の施設上に道路建設を計画する以上、自らの責任において、既存施設が新設道路に及ぼす影響をも十分検討し、危険性の有無を吟味すべきであるのは当然である。被告県は、被告国に対し、本件道路の新設による既存の本件サイホン管への影響についての設計計算書を添付したのであるから、当然、ある程度のサイホン排気孔の構造及び機能等に関する知識を有していたとみるべきであるし、そうでなくても、本件サイホン管及び本件サイホン排気孔に損傷を与えないように工事を進めるためには、被告国から、特に、サイホン排気孔の構造及び機能等に関する知識を与えられなかったとしても、自らこれを得て新設する本件道路の設置・管理上の必要性に応じて、道路工事の際の路線選定、道路設計及び附帯構造物の設置等によって、対応すべきであったといえる。被告県が、以上のことを検討、実行していれば、本件サイホン管からの漏水の危険性があることを認識できたといえることができる。そうすると、前記のとおり、本件サイホン排気孔のある場所は、道路の一番低い地点にあり、水が溜まりやすい状況になっていたこと、冬季には気温が零度以下になることも事前に調査すれば容易に分かることであるから、本件マンホールから

漏水すれば、これが本件道路の面に広がって、放射冷却現象などによる気温の極端な低下により路面が凍結する危険性があることも被告県が予測できたといわなければならない。そして、被告県が本件道路を敷設する際に、本件サイホン排気孔からの漏水の可能性を把握し、本件道路の位置を変更する等の処置、この処置がとれないのであれば、本件マンホールからの排水管を道路下に埋設する等の処置をとっていれば、本件事故が回避することができたことは明らかである。

イ 本件マンホールの設置ないし管理の瑕疵について

本件マンホールについては、被告県により設置されたもので、本件道路の附帯施設というべきものであり、道路管理者である被告県が管理していたものというべきである。この点、被告県は、本件マンホールの所有権を被告国に委譲した旨主張する。確かに、被告国及び被告土地改良区が、本件サイホン排気孔の保守点検等のために本件マンホールを使用していたが、それによって、被告国が本件マンホールを事実上管理することになるわけではなく、被告国が管理していたことを認めるに足る証拠はないから、被告国の主張は採用できない。そして、本件マンホー

ルを設置するに当たり、本件マンホールを道路上の車道部分に設置した上、本件サイホン排気孔から漏水が発生した場合に、漏水が車道部分に溢れ出すことを防止するための配水管を本件道路に埋設する等の処置をしなかったのであるから、本件マンホールは本件道路の附帯施設として通常有すべき安全性を欠いており、その設置ないし管理に瑕疵がある。

2 終わりに

本件において、裁判所は、本件道路、本件マンホール及び本件サイホン排気孔は、いずれも公の营造物として通常有すべき安全性を欠いており、その設置又は管理に瑕疵があるとされたところです。本件事故は、加害者の過失と被告県の本件道路及び本件マンホールの設置・管理の瑕疵、被告国及び被告土地改良区の本件サイホン排気孔の管理の瑕疵とが競合して発生したものであるとされたところです。

本件の問題は、道路管理者である被告県が道路を造成する際、被告国と被告土地改良区の間で、事前に十分打合せをすることが重要であり、必要に応じて管理協定等を締結することも検討すべきと考えます。

